

## 2. 対象事業の目的及び内容

### 2.1 対象事業の目的

春日井市は、名古屋都市圏の良好な住宅都市として一層の発展が期待され、本地区を含めたJR中央本線春日井駅、及び神領駅周辺は、自然環境と調和した快適な生活空間を形成する地域と位置づけられています。一方本地区は、JR春日井駅周辺の中心市街地と近接し、生活利便性が高い地区であるにもかかわらず、道路、公園、水路などの都市基盤が不十分であり、スプロール化の進展や水害に対する不安が払拭されない状況にあります。

こうした中、本土地区画整理事業は、地域に相応しい質の高い都市基盤整備と安全で安心できる良好な住宅整備を一体的に進めることを目的とします。

## 2.2 対象事業の内容

### 1) 対象事業の種類

土地区画整理法（昭和 29 年、法律第 119 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業

### 2) 対象事業の規模

対象事業実施区域の面積は、約 92.7ha です。

### 3) 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域は、春日井市の南東部で、JR 中央本線春日井駅から東に約 1.5km、東名高速道路春日井インターチェンジから南に約 2.5km に位置し、JR 中央本線（北側）、一級河川庄内川（南側）、一級河川内津川（西側）に囲まれた地域です。

対象事業実施区域の位置を図 2-1、対象事業実施区域及びその周辺の状況を図 2-2 に示します。

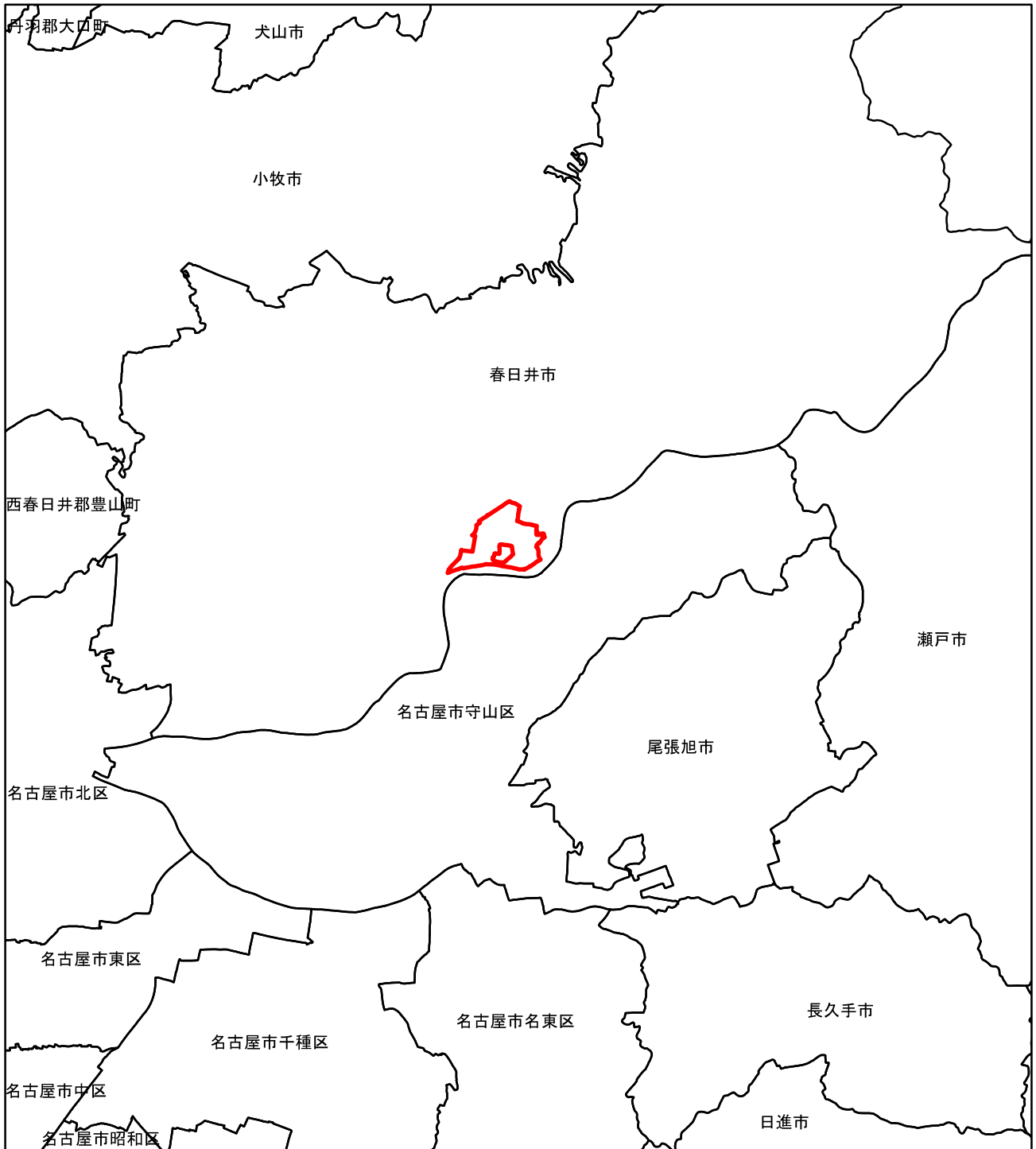
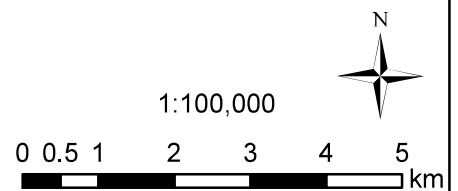


図2-1 対象事業実施区域の位置(概略)

凡例

- 対象事業実施区域
- 行政区域



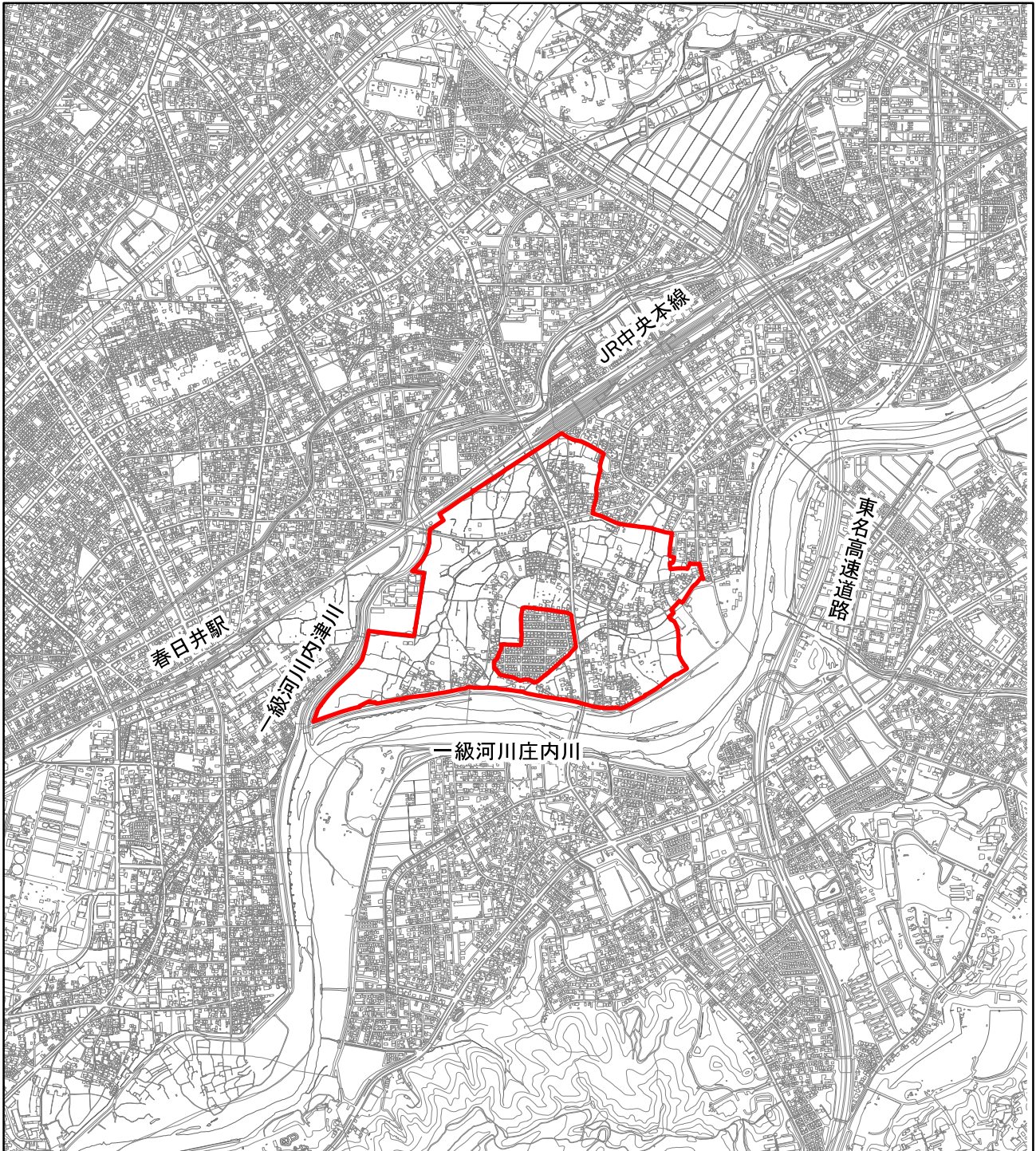

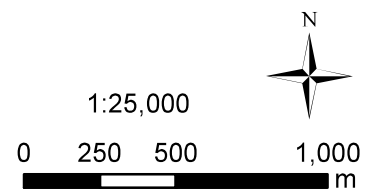


図2-2 対象事業実施区域の位置

凡例

 対象事業実施区域



## 2.3 事業内容

### 1) 土地利用に関する事項

#### (1) 土地利用計画

土地利用計画を表 2-1 及び図 2-3 に示します。

対象事業実施区域は、歴史性を生かし、ゆとりある低層の住宅地を主体とした良好な住宅環境を備えた住宅地として整備します。

都市計画道路鷹来線と河北線の沿道は、沿道利用型施設と住居の混在する住商複合地を計画しています。

表 2-1 土地利用計画

利用区分ごとの土地の区分		面積(ha)	割合(%)
公 共 用 地	道路	24.5	26.4
	公園	2.8	3.1
	緑地	1.0	1.1
	水路	0.1	0.1
	計	28.4	30.7
宅地		58.9	63.5
保留地		5.4	5.8
合計		92.7	100.0



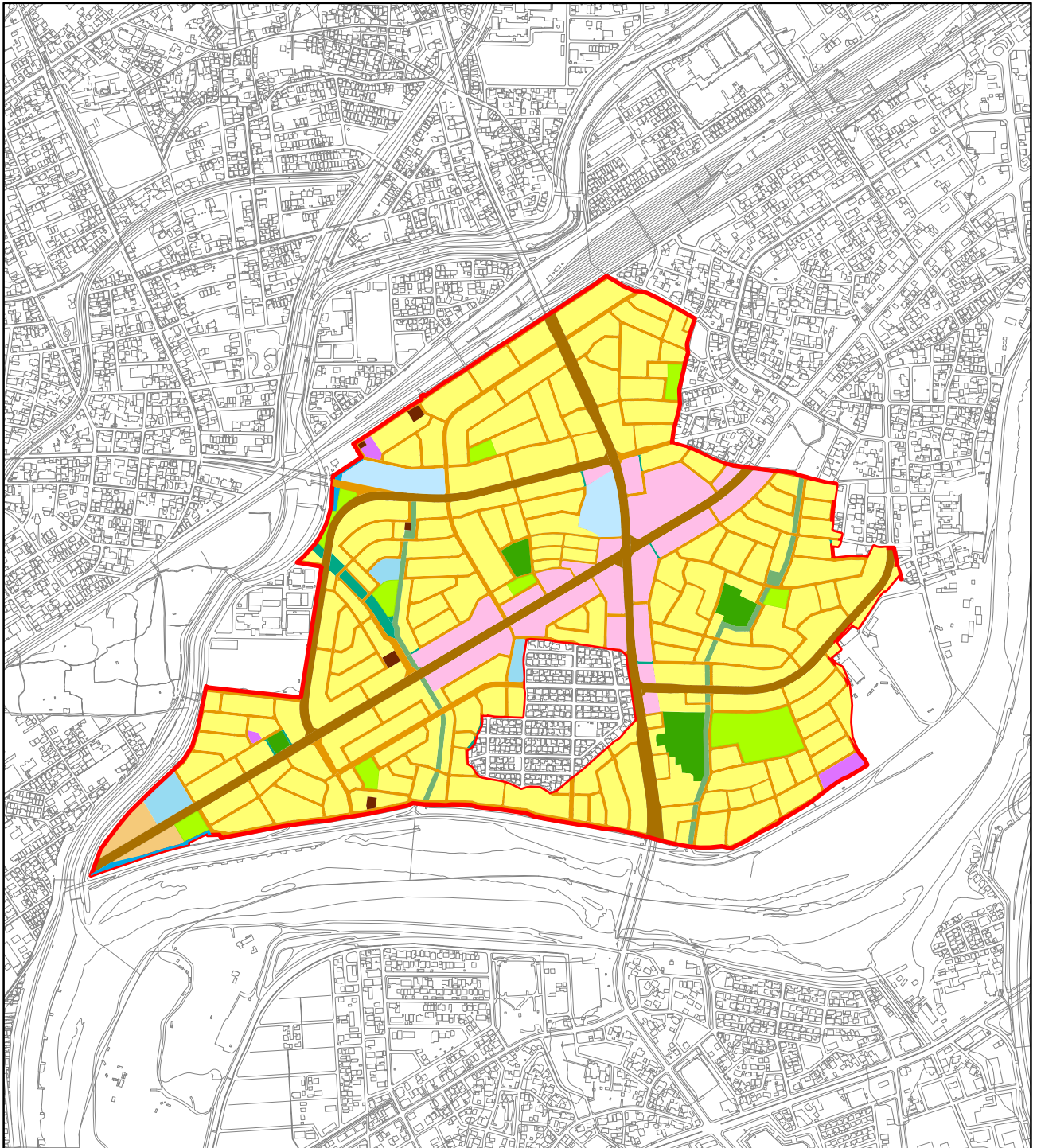

















図2-3 土地利用計画図

凡例

- |   |           |   |        |
|---|-----------|---|--------|
|  | 施工地区界     |  | 供給処理施設 |
|  | 都市計画道路    |  | 墓地     |
|  | 区画道路      |  | 住居     |
|  | 都計歩行者専用道路 |  | 商業     |
|  | 特殊道路      |  | 工業     |
|  | 水路        |  | 都市運営施設 |
|  | 公園        |  | 社寺     |
|  | 調整池       |   |        |

1:12,000



0 100 200 400 600 m

## (2) 公共施設の配置及び計画

### ① 道路計画

道路計画図を図 2-4 に示します。

幹線道路は、都市計画道路 3・4・25 河北線（幅員 18m）、都市計画道路 3・4・36 鷹来線（幅員 16m）を計画しています。

補助幹線道路は、都市計画道路 3・4・94 名栗桜佐線（幅員 16m）及び都市計画道路 3・4・218 熊野線（幅員 16m）を計画しています。

主要区画道路は、幅員 9m～12m で計画し、区画道路は幅員 6m を基本としますが、既存集落には幅員 4m の区画道路を適宜配置します。

特殊道路は、都市計画道路 8・6・201 熊野歩線、及び 8・6・203 桜佐歩線を幅員 10m で計画し、その他については、幅員 4m を基本とします。

また、本地区と JR 北側地域を立体交差で結ぶ道路の整備構想に備え、本地区で必要となる用地を公共用地として確保しますが、整備時期が明確でないため、本事業では緑道として暫定整備を行う方針とします。



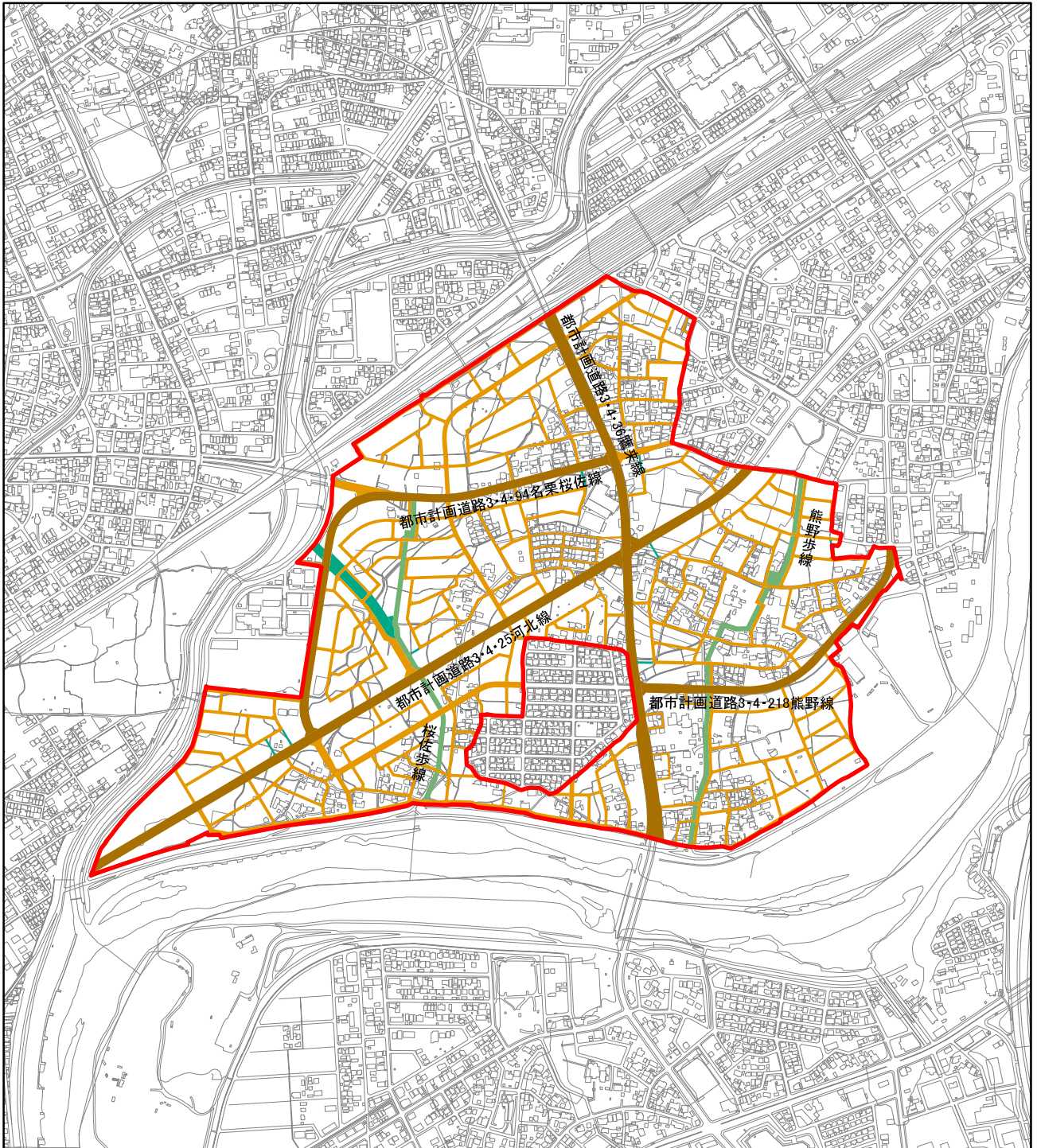


図2-4 道路計画図

凡例

- 都市計画道路
- 区画道路
- 都計歩行者専用道路
- 特殊道路

対象事業実施区域

1:12,000





## ② 公園・緑地計画

公園・緑地の規模等を表 2-2 に、公園・緑地の位置を図 2-5 に示します。

近隣公園は、密蔵院と都市計画道路 8・6・201 熊野歩線と一体となるように配置し、歴史空間の創出を目指す計画とします。街区公園は、誘致距離及び分断要素を考慮し、適宜配置します。また、都市計画道路 8・6・203 桜佐歩線沿いには、桜佐歩線と一体となって自然とのふれあいの場となる公園を配置します。

緑地の計画にあたっては、「自然環境の破壊の防止等のための勧告・助言基準」の緑地の確保に関する基準に従い、所定の面積以上を確保するよう計画しています。また、調整池は、同基準を満たすように周囲を 1.5m 以上の幅の植栽を施し、回復緑地として整備し本地区内にある社寺林については、可能な限り保全します。

なお、本事業での公園緑地整備は、街区公園の整備、土留までとし、近隣公園、並びに街区公園の施設整備は春日井市により行います。

表 2-2 公園・緑地の規模等

区分	番号	名称	面積 (m <sup>2</sup> )	
公園	街区公園	1	1号公園	1,800
		2	2号公園	1,500
		3	3号公園	1,230
		4	4号公園	1,721
		5	5号公園	2,350
		6	6号公園	1,500
		7	7号公園	14,000
		8	8号公園	1,970
		9	9号公園	2,212
	計		28,283	
緑地	調整池	10	1号調整池	5,600
		11	2号調整池	2,200
		12	3号調整池	2,030
		計		9,830
	保全緑地	13	熊野神社	2,190
		14	八龍神社	716
	計		2,906	
合計			41,019	

注) 表中の番号は図 2-5 の番号と一致する。

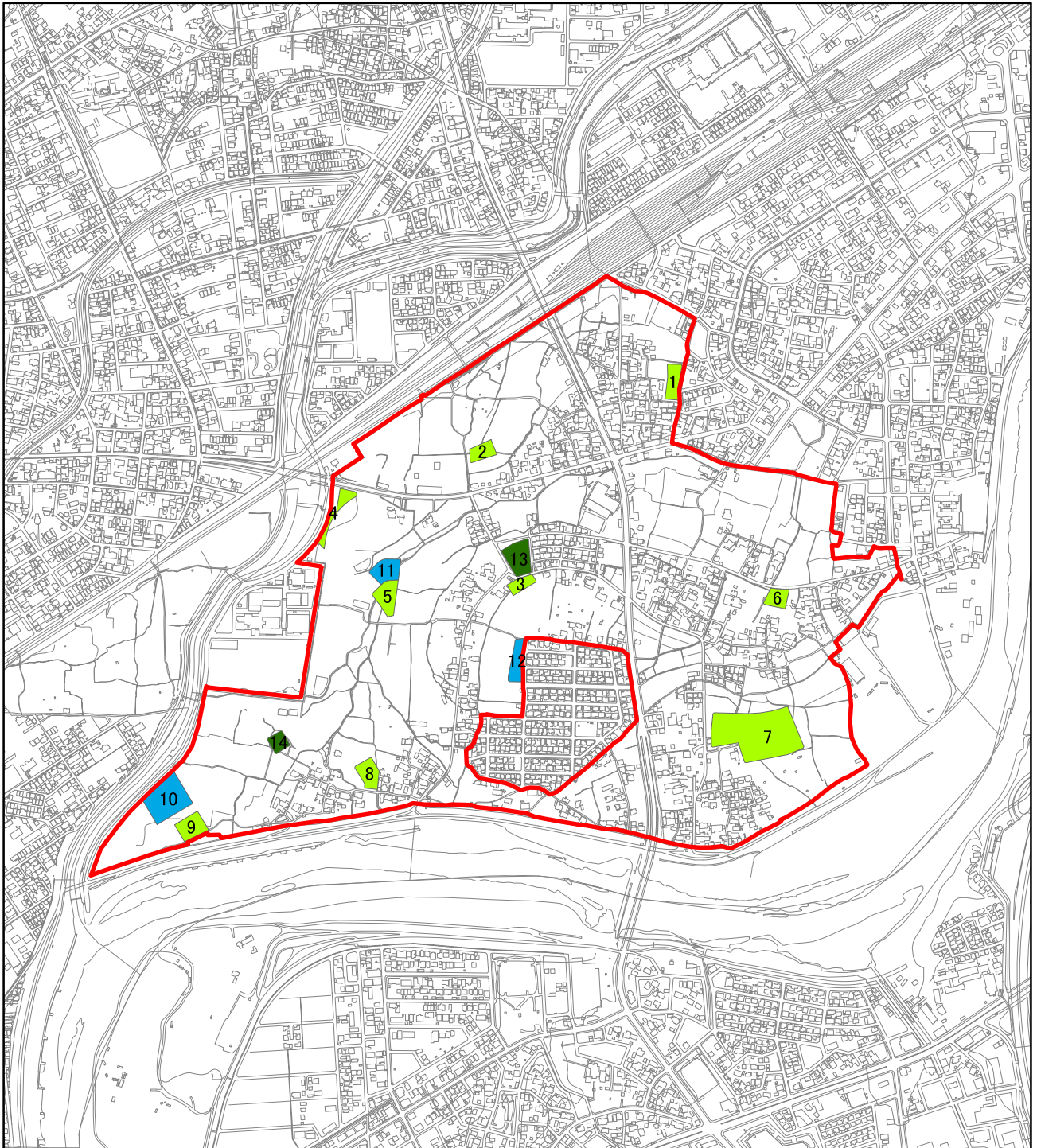


図2-5 公園・緑地配置図

凡例

- 街区公園
- 調整池
- 保全緑地

対象事業実施区域

1:12,000

0 100 200 400 600 m



### ③ 上水道計画

上水は、現在の機能を低下させないように、道路計画に合わせて布設を行います。

### ④ 下水道計画

雨水は、道路計画に合わせて布設を行い、熊野桜佐ポンプ場を経て一級河川内津川へ放流します。

汚水は、春日井市下水道基本計画に基づき、下水の整備を行う予定ですが、具体的な整備時期は決まっておりません。

### ⑤ 調整池計画

調整池の諸元を表 2-3 に、その位置を図 2-6 に示します。

調整池は対象事業実施区域に3箇所設置し、排水は一級河川内津川へ放流します。

なお、調整池は、春日井市により整備を行います。

表 2-3 調整池の諸元

区分	番号	面積 (m <sup>2</sup> )
調整池	1	5,600
	2	2,200
	3	2,030
合計		9,830



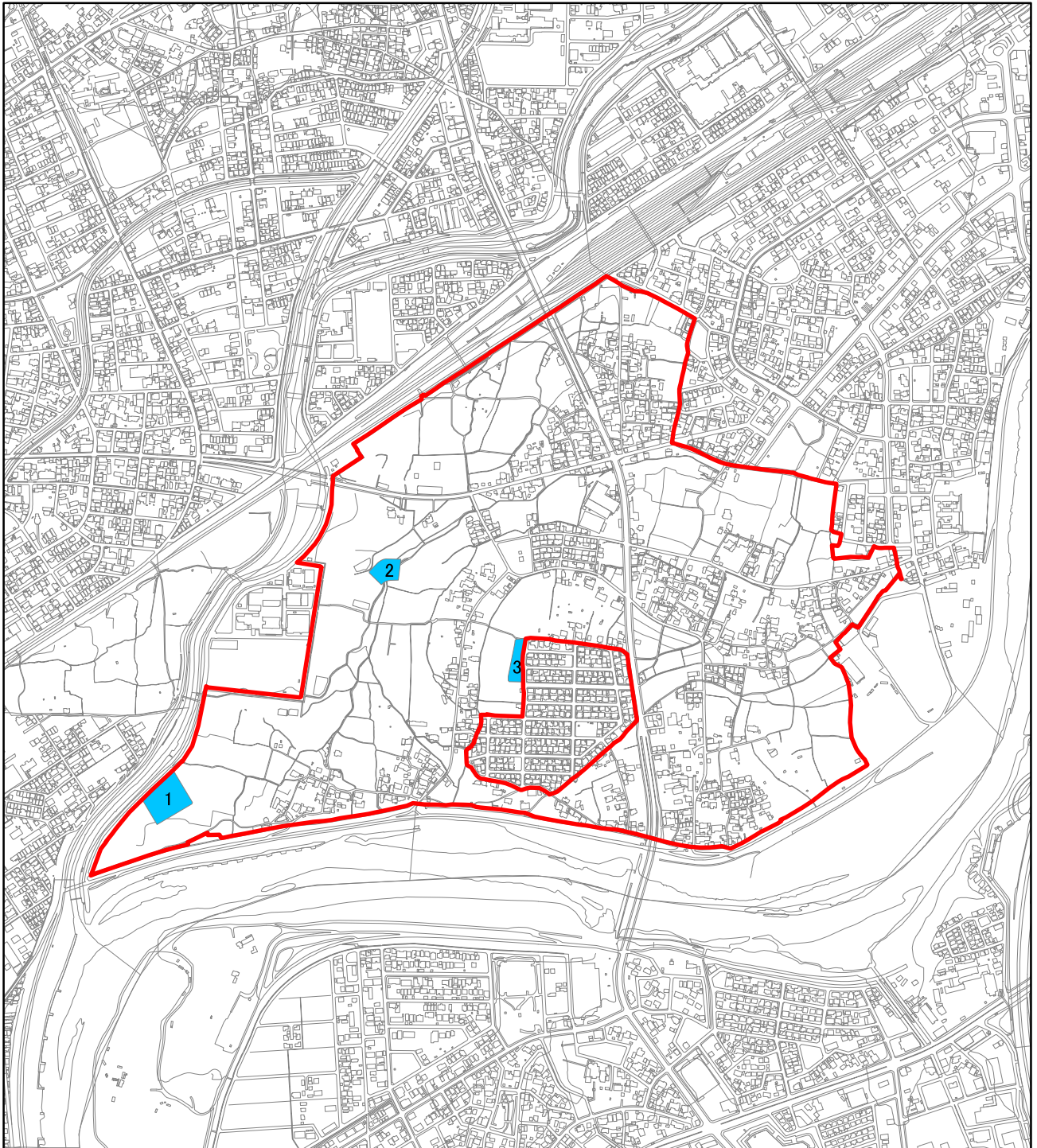



図2-6 調整池位置図

凡例

 調整池

 対象事業実施区域

1:12,000

0 100 200 400 m



## 2) 工事に関する事項

### (1) 工事計画の概要

工事工程を表 2-4 に示します。

対象事業実施区域には住宅地等が多く立地しており、事業の実施にあたっては、これら地権者等と調整しながら工事を進めていきます。

工事期間は概ね 13 年間で想定しており、本事業における工種は大きく分けて、準備工事、造成工事（切土・盛土）、排水工事、道路工事等です。

なお、土地区画整理組合は、平成 22 年に設立されており、工事完了 3 年後の令和 11 年に解散の予定です。

表 2-4 工事工程の概要

工事年次	平成										令和										
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
造成工事																					
調整池築造工事																					
雨水管渠築造工事																					
道路築造工事																					

## (2) 各工事の内容

### ① 造成工事

土工事の概要を表 2-5 に示します。

主な工事内容は盛土工です。盛土工は、搬入した土砂をブルドーザにより敷均し、その後、タイヤローラー等による転圧を行います。

表 2-5 土工事の概要

項目	内容
主な工事内容	盛土工
主な建設機械	ブルドーザ、タイヤローラ等

### ② 調整池築造工事

調整池工事の概要を表 2-6 に示します。

主な工事内容は、土工、本体工、水路工、ポンプ工です。本体工では、堰堤の型枠組み立て、コンクリート打設等を行います。

表 2-6 調整池工事の概要

項目	内容
主な工事内容	土工、本体工、水路工、ポンプ工
主な建設機械	バックホウ、ブルドーザ、クレーン、コンクリートポンプ車等

### ③ 雨水管渠工事

雨水管渠工事の概要を表 2-7 に示します。

主な工事内容は、雨水マンホール設置、雨水函（管）設置です。雨水マンホール設置は、埋設箇所掘削、マンホールの設置を行い、雨水函（管）設置は、埋設箇所掘削、雨水函（管）の設置を行います。

表 2-7 雨水管渠工事の概要

項目	内容
主な工事内容	雨水マンホール設置、雨水函（管）設置
主な建設機械	バックホウ、トラッククレーン等



#### ④ 道路工事

道路工事の概要を表 2-8 に示します。

主な工事内容は、路盤工、舗設工、道路側溝工です。路盤工は、路盤材を敷均し、転圧を行います。舗設工は、アスファルト材を敷均し、転圧を行います。道路側溝工は、側溝基礎部の掘削、側溝の敷設、埋戻しを行います。

表 2-8 道路工事の概要

項目	内容
主な工事内容	路盤工、舗設工、道路側溝工
主な建設機械	バックホウ、ブルドーザ、トラッククレーン、モーターグレーダ、タイヤローラ、マカダムローラ、アスファルトフィニッシャ等

### (3) 工事用車両の運行計画

造成工事の関係車両の主要な運行ルートを図 2-7 に示します。

盛土材等の搬入に伴う工事用車両の運行ルートは、主要地方道春日井長久手線及び一般県道篠木尾張旭線を利用して地区内に搬入し、各工事箇所へ配分します。

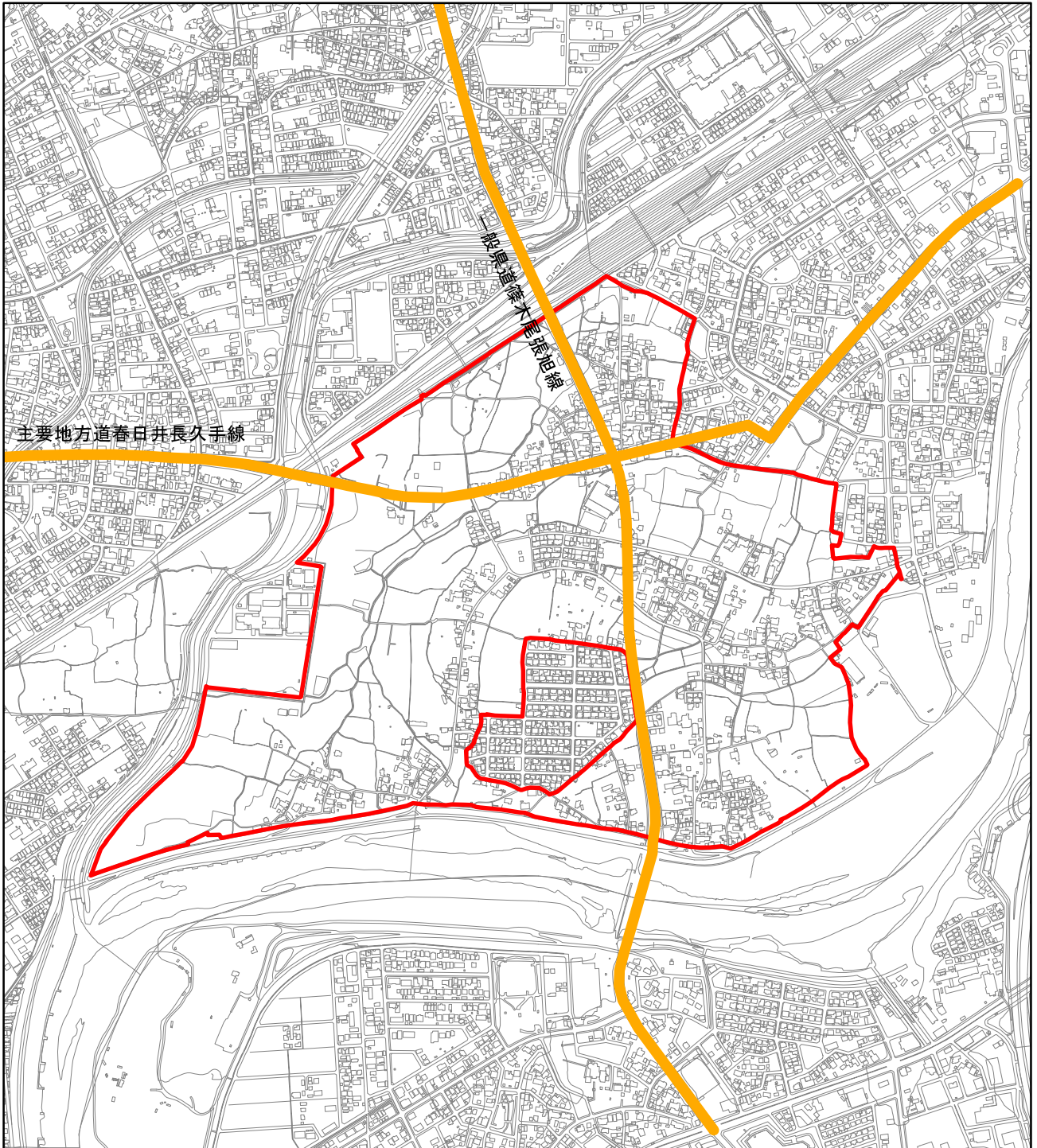


図2-7 工事関係車両の主要な運行ルート図

凡例

対象事業実施区域

工事関係車両の運行ルート



1:12,000

0 100 200 400 600 m



(4) 切土、盛土その他の土地の形状の変更に関する計画の概要

用地造成工事に伴う切土、盛土量を表 2-9 に、切土、盛土の位置を図 2-8 に示します。

また、改変区域面積を表 2-10 に、改変区域の位置を図 2-9 に示します。

対象事業実施区域の主な工事は、水田等を既存の住宅地や道路の高さまで盛り立てる盛土工です。

盛土材は、対象事業実施区域内の切土工等によって発生する建設発生土を再利用しますが、不足分は搬入する計画です。

表 2-9 切土・盛土量

切土量(m <sup>3</sup> )	盛土量(m <sup>3</sup> )	不足土量(m <sup>3</sup> )
58,704	403,289	344,585

表 2-10 改変区域面積

工区面積(ha)	改変区域面積(ha)
92.7	53.8

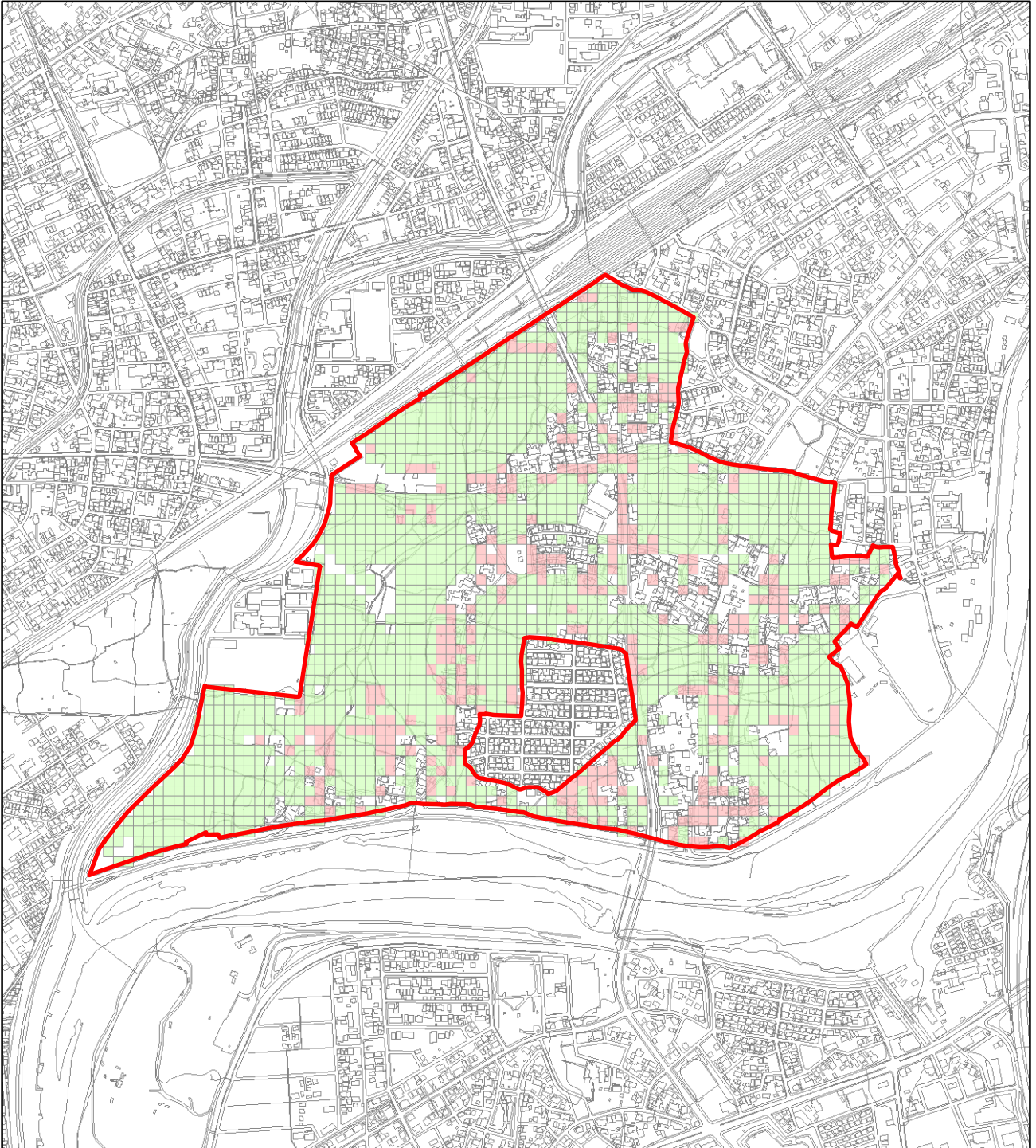


图2-8 切土、盛土位置图

凡例

- 切土
- 盛土

对象事业实施区域

1:12,000



0 100 200 400 600 m



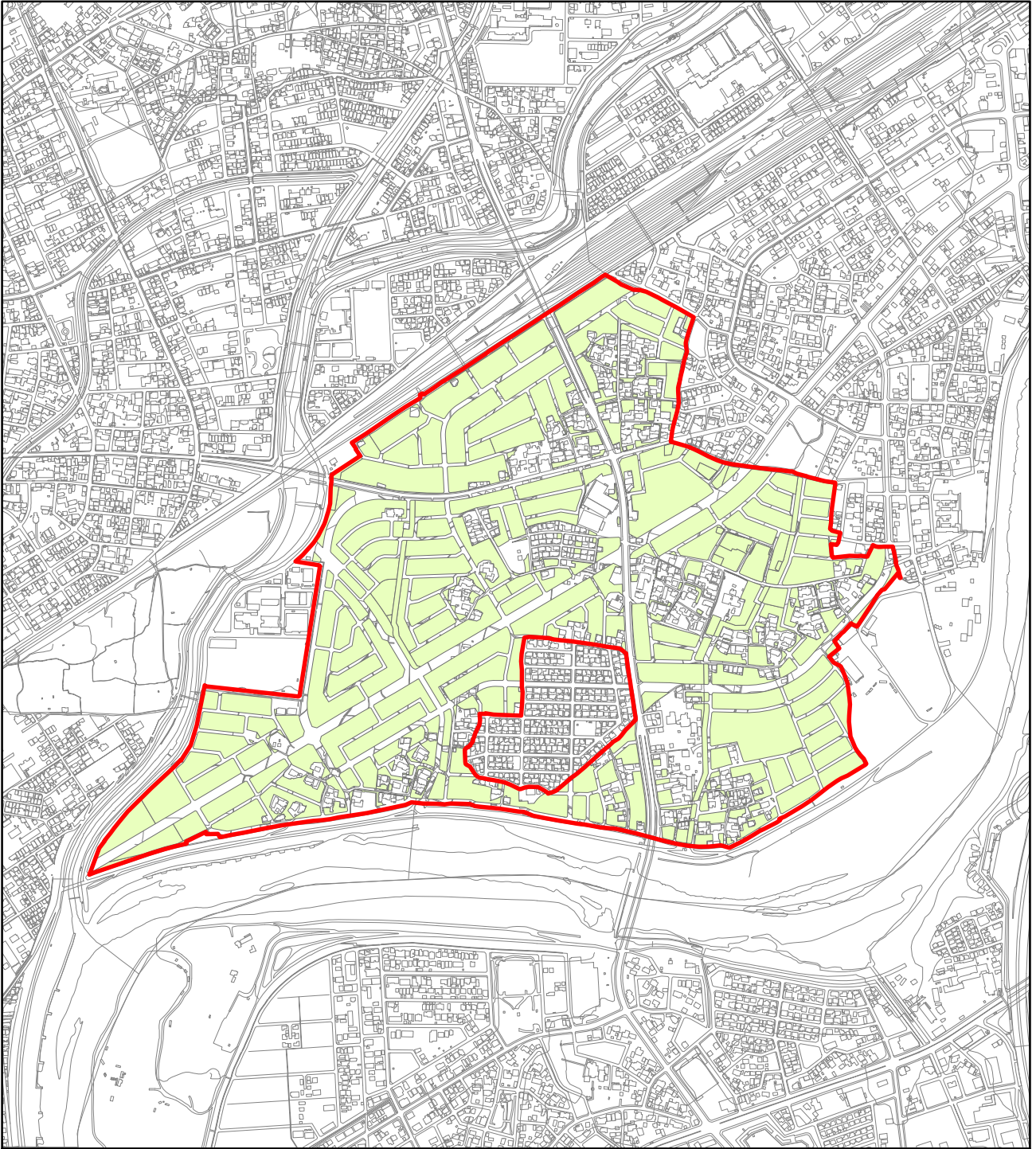
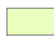



图2-9 改变区域图

凡例

 改变区域

 対象事業実施区域



1:12,000

0 100 200 400 600 m



## 2.4 事業計画の策定時における環境配慮

### 1) 事業計画の策定時における環境配慮の方針

土地利用、施設配置、施設規模等の事業計画の構想段階において、環境負荷の回避、低減の面から環境配慮を検討し、事業計画の熟度を高めました。

また、それらに加え、環境配慮に関する基本的な視点から、様々な環境配慮事項を検討することとしました。

なお、環境配慮の検討にあたっては、現地調査結果や環境影響評価方法書に対する意見書、知事意見を始め、専門家や様々な立場の方々の意見を踏まえるとともに、その検討状況は説明会等により広く理解を得られるよう努めることとしました。

### 2) 環境配慮事項の内容

#### (1) 土地利用構想における環境配慮

土地利用構想については、構想段階から環境配慮の検討を行い、環境負荷の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小するとともに、さらに環境配慮を盛り込み、環境影響評価準備書までに見直しました。

#### (2) 事業計画策定時における環境配慮

##### ① 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

- ・低騒音・低振動型の建設機械並びに排出ガス対策型の建設機械を採用するとともに、工事用車両は最新規制適合車の採用に努める。
- ・一時期に工事が集中しないよう工事の平準化を図るとともに、工区内の同一箇所では建設機械の複合同時稼働を極力行わない。
- ・工事用道路及び工事施工ヤードを対象事業実施区域外に設置しない。
- ・住居等の保全対象に対する建設機械の稼働、工事用車両による粉じん、騒音及び振動の影響を把握するとともに、必要に応じて環境保全措置を講じる。
- ・降雨時の水の濁りによる河川への影響を回避・低減させるため、造成工事着手前に仮設沈砂池、調整池を設けるとともに、雨水流末管を優先的に施工する。
- ・搬入する盛土材は、安全性を確保するため土壌分析を行う。
- ・JR中央本線沿線については、鉄道の影響を低減させるため、鉄道と住宅地の間に区画街路（幅員9m及び6m）を配置する。
- ・幹線道路については、道路の影響を低減させるため、道路幅員の拡大及び歩道を設置する。また、幹線道路沿道には住商複合地等を配置する。
- ・対象事業実施区域の高圧送電線下は、可能な限り公共用地を配置する。



## ② 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

- ・対象事業実施区域における社寺林については、現況のまま保全する。
- ・対象事業実施区域周辺の動植物への影響を回避・低減するため、工事用道路及び工事施工ヤードを対象事業実施区域外に設置しない。
- ・雨水排水先である内津川に生息・生育する動植物への雨水による影響を回避・低減させるために、造成工事の着手前に調整池を設ける。

## ③ 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造

- ・対象事業実施区域及びその周辺には、密蔵院及び高御堂古墳などの歴史的文化的資産が存在しており、本地域の歴史的文化的環境を特徴づけていることから、密蔵院付近には社寺林の景観に配慮した近隣公園を配置するとともに、高御堂古墳から真宝寺、密蔵院を結ぶ歩行者専用道路を配置する。

## ④ 環境への負荷の低減

- ・建設発生土については、盛土材として再利用するとともに、他事業で発生した建設発生土についても可能な限り活用するなど、建設発生土の再利用を促進する。
- ・アスファルトくず等については、再資源化施設へ搬出し有効利用に努める。
- ・既設道路については、事業計画に支障のない範囲内で極力付け替えを行わないなど、廃棄物の発生抑制に努める。